



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成30年7月17日

【 照 会 先 】

山梨労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 石山 玲子
室長補佐 小林 勇二
労働紛争調整官 座間 渉
電話 055-225-2851

平成29年度の個別労働紛争解決制度施行状況及び 雇用均等関係法令施行状況について

～ いじめ・嫌がらせに関する相談件数の割合が7年連続第1位 ～
～ 7月2日から「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設中 ～

山梨労働局（局長 木幡繁嗣）は平成29年度の以下の施行状況を取りまとめた。

- 1 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、甲府・都留・鵜沢の各労働基準監督署及び山梨労働局内の4カ所に設置した総合労働相談コーナーでの施行状況（資料NO.1）
- 2 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法における施行状況（資料NO.2）

なお、平成30年7月2日～12月28日、労働局内に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを含むいじめ・嫌がらせ等の相談を集中的に受け付けている。（資料NO.3）

1 平成29年度の個別労働紛争解決制度施行状況

【ポイント】

- 総合労働相談件数はほぼ横ばい、民事上の個別労働紛争に係る相談、助言・指導申出件数、あっせん申請件数はいずれも増加した。

・総合労働相談	6,130件（前年度比 1.1%減）
うち民事上の個別労働紛争に係る相談	1,454件（同 3.4%増）
・助言・指導申出受付	49件（同 19.5%増）
・あっせん申請受理	27件（同 17.4%増）
- 平成29年度の相談のうち、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は平成23年度以降7年連続で第1位となった。いじめ・嫌がらせや労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」に係る相談件数は1,454件で、前年度に比べ3.4%増加した。

2 平成 29 年度の雇用均等関係法令の相談、指導等の状況

【ポイント】

- 平成 29 年度の相談件数は 613 件。
- 男女雇用機会均等法に関する相談のうち、**セクシュアルハラスメントに関するものが 58 件, 33.0%**となり、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが 46 件, 26.1%となった。育児・介護休業法では、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置など、休業以外の相談も多い。
- 行政指導を行った件数は 1,024 件であり、法令ごとには次のとおり。
 - 男女雇用機会均等法に係る指導事項では妊娠・出産等に関するハラスメントが 53.2%と最も多く、母性健康管理措置が 33.9%である。
 - 育児・介護休業法に係る義務規定に対する指導では介護休業制度が 97 件(介護休業関係のうち 25.0%)と最も多い。
 - パートタイム労働法では労働条件の文書交付が 43.0%を占めている。

【添付資料】

- 資料 NO.1 平成 29 年度山梨県内における個別労働紛争解決制度施行状況
- 資料 NO.2 平成 29 年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況
- 資料 NO.3 「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」(リーフレット)